

第1 申込みにあたっての注意

1 申込みの制限

- (1) 令和9年4月1日（以下「基準日」といいます。）の時点で入札参加の欠格条項である地方自治法施行令第167条の4の条項の全てに該当なく、資格を有することが必要です。
- (2) 基準日まで継続して過去2年以上その営業に従事している個人、法人であり、申請日時点で確定した決算書等があることが必要です。
- (3) 原則として、基準日の時点で、法人にあつては法人税及び消費税、個人にあつては所得税及び消費税について未納のある方は申込できません。

地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（注）①上記第1項には、**任意的整理（銀行取引停止等）・法的整理（会社更生・民事再生手続等）に入っている経営状態（＝経営存続が困難、経営が危機的状態その他それに準ずる経営悪化の状態）**を含めます。

②上記条項の「一般競争入札」とは当組合の「指名競争入札または競争的選考等」を含めます。

2 申込書類の作成

- (1) 申込書類の提出に際しては、当組合ホームページ上に掲載する下記様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、証明書とともに提出先メールアドレス又は郵送にてご提出ください。

提出書類（当組合指定様式）※当組合指定様式はメールのみ受付

- ①令和9・10・11年度物品買入れ等競争入札参加資格審査申込書
- ②支払金口座振替依頼書（写しでも可）
- ③＜代理人に委任する場合＞委任状（写しでも可）

提出書類（証明書等）※②を除き申請日前3箇月以内に発行されたものに限る

- ①登記簿謄本（写しでも可）
- ②財務諸表（審査対象営業年度の財務諸表 申請日現在、確定している直近の決算年度）
- ③納税証明書（写しでも可）
法人の場合：納税証明書（その3の3）、個人の場合：納税証明書（その3の2）
- ④印鑑証明書（写しでも可）
- ⑤＜該当する営業種目の免許・許可で資格証明等を取得している場合＞

登録証明書・免許等の写し

⑥＜個人で営業している場合のみ必要なもの＞

身分証明書（写しでも可）、登記されていないことの証明書（写しでも可）

⑦＜事業協同組合等で申込する場合のみ必要なもの＞

官公需適格組合証明書の写し※証明を受けている場合のみ、組合役員名簿・組合構成員（事業者別）名簿※様式不問

(2) 使用する言語は、原則日本語に限ります。（添付書類が外国語の場合は翻訳が必要）

(3) 提出する証明書は、概ね3か月以内に発行された正本又は写しとします。**証明書については事務手続き上、原則メールによる提出をお願いいたします。**

(4) 申込書類に虚偽・重大な誤り等により当組合に不利益・損害等を与えたときは、当組合への損害補償、本資格の取消等の対象となることがあります。

(5) **当組合ではご登録いただいた業種コードに関わらず、全ての入札案件に参加することが可能としております。**

3 申込方法

(1) メール（当組合指定様式はメールのみ）又は郵送による申請となります。

※令和9・10・11年度登録よりメールによる申請受付を開始しました。

＜メール宛先＞

特別区競馬組合 競馬事務局 経理課 契約係

keiyaku_kakari@tck-keiba.jp

＜郵送宛先＞

〒140-0012 東京都品川区勝島二丁目1番2号

特別区競馬組合 競馬事務局 経理課 契約係

(2) 申請受付期間：令和8年9月28日（月）～令和8年10月30日（金）

(3) 今回、入札参加資格の登録をした場合の有効期限は、令和12年3月31日までとなります。

(4) メールによる送信不備、郵便事故や記入の不備、添付書類の不足等により登録ができなかった場合は、当組合では一切責任を負いません。

(5) 審査結果については、審査が完了次第、メールにてご連絡いたします。また、登録していただいた事業者については、業者番号・法人名・代表者等を記した登録業者名簿（令和8年11月公開予定）をホームページ上に掲載いたしますのであらかじめご了承ください。

(6) 連絡先

電話番号：03-3763-3953

メールアドレス：keiyaku_kakari@tck-keiba.jp

お問い合わせ対応時間：大井競馬非開催日 平日8時30分から17時15分

大井競馬開催日 競馬開催時営業時間に準ずる

【注意】当組合休務日（土曜・日曜、祝日等）は、お問合せに対応ができませんのでご了承ください。